

必ず裏面をご確認下さい

様式第 1 号

正

令和 年 月 日

収入印紙
— 3 万円 —
(消印しないこと)

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

見 本

申請者氏名

社会保険労務士登録申請書

社会保険労務士法第14条の 5 の規定により、社会保険労務士の登録を申請します。

① (ふりがな)		②生年月日	昭 平 令	年	月	日生	男・女
氏 名							
③住 所	〒 電話 () —						
(開業社会保険労務士) ④社会保険労務士事務所 の名称・所在地	名 称						
	所在地	〒 電話 () —					
⑤ 法人の社員 社会保険労務士	社会保険労務士法人の主たる事務所	名 称					
		所在地	〒 電話 () —				
	社会保険労務士法人の従たる事務所	名 称					
		所在地	〒 電話 () —				
(勤務社会保険労務士) ⑥勤 務 先 の 名称・所在地 〔社会保険労務士 事務所・社会保 険労務士法人事 務所を含む。〕	名 称						
	所在地	〒 電話 () —					
⑦社会保険労務士となる資格	イ.試験合格 ロ.全科目試験免除 ハ.弁護士資格 ニ.主務大臣認定 ホ.行政書士特例 ヘ.沖縄特例						
	取得年月日・番号	昭和・平成・令和 年 月 日・第 号					

添付書類 ①社会保険労務士資格証明書 ②従事期間証明書又は実務経験認定証明書
③写真 1 枚 縦 3 cm、横 2.4 cm

登録免許税の納付に係る領収書貼付欄

私は、社会保険労務士の職責を自覚し、その信用及び品位を害するおそれのある行為を行わず、かつ、次の事項に該当しないことを誓約します。

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 懲戒処分により社会保険労務士の失格処分を受けた者で、その処分を受けた日から 3 年を経過しないもの
- 社会保険労務士法又は労働社会保険諸法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しないもの
- 前号に掲げる法令以外の法令の規定による拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しないもの
- 社会保険労務士法第14条の 9 第 1 項の規定により登録の取消しの処分を受けた者で、その処分を受けた日から 3 年を経過しないもの
- 公務員（独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人又は地方独立行政法人法第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人の役員又は職員を含む。）で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から 3 年を経過しない者
- 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、税理士の業務を禁止され又は行政書士の業務を禁止された者で、これらの処分を受けた日から 3 年を経過しないもの
- 税理士法第48条第 1 項の規定により同法第44条第 3 号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から 3 年を経過しないもの
- 懲戒処分により、弁護士、公認会計士、税理士又は行政書士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの
- 税理士法第48条第1項の規定により同法第44条第 2 号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの
- 心身の故障により社会保険労務士の業務を行うことができない者
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民健康保険法、国民年金法、高齢者の医療の確保に関する法律又は介護保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下保険料という。）について、社会保険労務士法第14条の 5 の規定による登録の申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく 3 月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料に限る。）を引き続き滞納している者

令和 年 月 日

氏 名（自署）

- (注) 1. この申請書は、正 1 通・副 2 通計 3 通提出すること。
- ④欄は、個人開業の者
 - ⑤欄は、社会保険労務士法人の社員になる者
 - ⑥欄は、事業所又は事務所に勤務し、社会保険労務士法第 2 条に規定する事務に従事する者
 - ⑦欄は、該当する事項に○印をつけ、試験合格等による資格取得年月日及び合格番号等を記入すること。
 - 連絡先（機関誌等の送付先）を③、④、⑤、⑥欄のいずれかに○印をつけること。
 - 登録手数料 30,000 円
 - 登録申請書の提出先
 - 開業登録の場合：事務所の所在地がある都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会
 - 法人の社員登録の場合：所属する社会保険労務士法人の所在地がある都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会
 - 勤務登録の場合：法第 2 条の業務に従事する事業所又は事務所の所在地がある都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会
 - 上記以外の登録の場合：住所地がある都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会

受 領 印	
社会保険労務士会	
連 合 会	

見 本

【マイナンバーの記載について】

全国社会保険労務士会連合会は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第9条第1項に基づき、社会保険労務士の登録に関する事務に個人番号（マイナンバー）を利用いたしますので、以下ご確認のうえ記入等をお願いいたします。

1. 個人番号カードまたは住民票の写し等に記載されている個人番号(12桁)を記載ください。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2. 添付する書類を選択してください。(いずれか1つにチェックを入れて下さい。)

- ☐（1）個人番号カードの両面の写
- ☐（2）個人番号が記載されている書類1種類＋身元確認のできる書類1種類

3. 2で（2）にチェックを入れた方のみ、個人番号の確認及びご自身の身元確認のできる書類について、以下の（1）及び（2）を添付して下さい。

- （1）個人番号が記載されている以下の書類から1点

・住民票の写

・通知カードの写（令和2年5月25日時点で交付されているものであり、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限る。）
- （2）身元確認のできる以下の書類の写から1点

①運転免許証、運転経歴証明書

②住民基本台帳カード(写真付きのもの)

③旅券(パスポート)

④身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

⑤在留カード、特別永住者証明書

⑥官公署等が発行した資格証明書で次に掲げるもの（写真付きのもの）

・船員手帳 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引士証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・認定電気工事従事者認定証 ・特種電気工事資格者認定証 ・耐空検査員の証 ・航空従事者技能証明書 ・運航管理者技能検定合格証明書 ・動力車操縦者運転免許証 ・教習資格認定証 ・検定合格証（警備員に関する検定の合格証）

- ・以上①～⑥の書類の添付が困難な場合は、次に掲げる書類の写2点（異なる番号の組み合わせが必要）
- ⑦被保険者証、組合員証、資格確認書（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険、共済組合等）（写しを添付する場合は、被保険者証等に記載された保険者番号及び記号・番号等（QRコード含む）を判別、復元できないようマスキング（黒塗り等）してください。）
- ⑧児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
- ⑨住民基本台帳カード（写真付きでないもの）
- ⑩公的年金（企業年金、基金を除く。）の年金証書又は恩給証書
- ⑪基礎年金番号通知書、年金手帳
- ⑫日本年金機構が交付した通知書（年金額改定通知書、年金振込通知書 等）
- ⑬印鑑登録証明書
- ⑭学生証（写真付きのもの）
- ⑮官公署等が発行した身分証明書（写真付きのもの）
- ⑯官公署等が発行した資格証明書（写真付きのもので⑥に掲げる書類以外のもの）
- ※⑥⑫⑭⑮⑯については氏名、生年月日（又は住所）が記載されたものに限る。